

身体的拘束等の適正化に関する指針

— 第4版 —

株式会社 テイクオフ

1. 身体的拘束等の適正化に関する理念

身体的拘束等は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束等の適正化に向けた意識を持ち、身体的拘束等をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険にて基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないとしています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束等を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または、他の利用者等の生命または身体が危機にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③ 一時性：身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

* 身体的拘束等を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体的拘束等の適正化に向けての基本方針

(1) 身体的拘束等の原則禁止

当法人においては、原則として利用者の身体的拘束等及びその行動制限を禁止します。

(2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合

利用者本人または他の利用者等の生命を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、事前に同意を得たうえで身体的拘束適正化委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に身体的拘束等を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 「やむを得ない」と身体的拘束等に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をして頂けるように努めます。

3. 身体的拘束等の適正化に向けた体制

(1) 身体的拘束適正化委員会の設置

当法人では、「身体的拘束適正化委員会」を設置し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知・徹底を図ります。緊急やむを得ず身体的拘束等が必要な状況となった場合は、随時委員会を開催します。

① 設置目的

- 1) 事業所内での身体的拘束等適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- 2) 身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続、報告するための様式の整備
- 3) 職員は身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、様式に従い報告する
- 4) 委員会において報告された事例の集計、分析
- 5) 身体的拘束等を実施した場合の状況分析、発生原因、結果の取りまとめ、事例の適正性と適正化策の検討、解除の検討
- 6) 報告された事例、分析結果の職員への周知、身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導
- 7) 適正化策を講じた後の効果に対する評価の実施

② 身体的拘束適正化委員会の構成員

各事業所の管理者及び選任された職員とする。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の対応

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

〈介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひもで縛る

- (2) 転落しないように、ベッドで体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力ある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢ひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

※その他類似行為

- (1) ベッドの側面の片側を壁に密着させベッドからの移動の自由を制限する
壁側は最低でも15cmは空けるようにする
- (2) 漫然としたセンサー類の使用で行動を制限する面が大きいこと。

① カンファレンスの実施

緊急性または切迫性により緊急やむを得ない状況になった場合、「身体的拘束適正化委員会」の委員が集まり、身体的拘束等を行うことを判断する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件を全て満たしているかどうかについて確認します。そして、身体的拘束等による利用者本人の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体的拘束等を行う判断をした場合は、身体的拘束等の内容、目的、理由、時間帯、期間（最長1か月）等について検討し、利用者本人・家族（身元引受人）に対する同意書を作成します。管理者、生活相談員又は介護支援専門員はカンファレンス等を実施し、サービス計画書を作成します。また、早期の段階で身体的拘束等の解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。

② 利用者本人や家族（身元引受人）に対しての説明

管理者又は生活相談員・介護支援専門員は身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束時間帯・期間（最長1か月）・改善に向けた取り組み方法を利用者本人や家族（身元引受人）に詳細に説明し、また管理者、生活相談員又は介護支援専門員は作成したサービス計画書の説明・同意取得と見直しを行います。また、身体的拘束等の同意期限を超え、なお身体的拘束等を必要とする場合については、事前に家族（身元引受人）と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認説明し、利用者本人および家族（身元引受人）の同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体的拘束等に関する記録は義務付けられており、経過記録（電子カルテ等）にその様態および日付・時間・日々の心身の状態等の観察・緊急やむを得なかった理由などを記録します。身体的拘束等の早期解除に向けて、身体的拘束等の必要性や方法をカンファレンス等において多職種にて検討し、参加者名と内容を記録します。また、カンファレンス等における再検討の結果、継続して身体的拘束等を行う必要があると判断された場合には、②のとおり利用者本人や家族（身元引受人）に説明し、同意を得たうえで継続します。また、サービス計画書も見直しを行います。なお、身体的拘束等の実施期間は最長1か月とします。その記録は5年間保存します。

④ 身体的拘束等の解除

カンファレンス等における再検討の結果、身体的拘束等の要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。その場合には、利用者本人、家族（身元引受人）に報告します。

5. 身体的拘束等の適正化に向けた各職種の役割

身体的拘束等の適正化に向け、各種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

（管理者）

- 1) 身体的拘束等における諸課題等の最高責任者

（看護職員）

- 1) 重度化する利用者の状態観察
- 2) 記録の整備

（機能訓練指導員）

- 1) 機能面からの専門的指導・助言
- 2) 重度化する利用者の状態観察
- 3) 記録の整備

（生活相談員・介護支援専門員）

- 1) 身体的拘束等の適正化に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族（身元引受人）の意向に沿ったケアの確立
- 3) サービス計画書の作成、説明と同意取得
- 4) 利用者、家族（身元引受人）の意向に沿ったケアの確立
- 5) 施設ハード・ソフト面の改善
- 6) チームケアの確立
- 7) 記録の整備

(介護職員)

- 1) 身体的拘束等をもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 身体的拘束等の適正化、改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体的拘束等の適正化と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。研修を受講した職員は、研修報告書を提出します。

- ① 年2回以上の定期的な教育・研修の実施
- ② 新任者に対する身体的拘束等の適正化・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

7. 身体的拘束等が発生した場合の相談報告体制

利用者、利用者家族、職員等から身体的拘束等の報告を受けた場合は、本指針に従って対応します。

8. 身体的拘束等に関する苦情解決方法に関する事項

- 1) 身体的拘束等の苦情相談については、苦情処理マニュアルに沿って受け付けた内容を管理者に報告する。
- 2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- 3) 相談受付後の対応は身体的拘束適正化委員会を開催する。
- 4) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 身体的拘束等に関わる記録は5年間保管することとする。

10. 身体的拘束適正化に関する指針の閲覧について

職員、利用者及び家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、各事業所内に備え付けます。

11. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

この指針を改訂する場合は、「身体的拘束適正化委員会」の承認を得るものとします。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。

2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

A ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない

C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

株式会社テイクオフ

ケアセンターとこしえ〇〇

管理者 〇〇 〇〇

記録者 _____

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 _____ (利用者との続柄 _____)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

事業所名 _____ 様

年月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者サイン

※行が不足する場合は適宜追加する

附則

1. この指針は令和5年6月1日より施行する
2. 令和5年10月1日 一部変更
3. 令和6年5月1日 一部変更
4. 令和6年9月1日 一部変更